

共通管理番号DBの保存期間について

輸入申告等および他法令手続の保存期間に合わせて、各業務別にリンクを削除する。すべてのリンク情報が削除された時点で共通管理番号自体を削除する。

輸入申告等および他法令手続の保存期間は、以下の通り。

	輸入申告等	輸入食品監視支援業務	動物検疫関連業務	植物検疫関連業務	共通管理番号
事項登録	10日 ^{*1}	7日	6日 ^{*1}	14日	全業務のリンク情報が削除された時点
許可、承認、合格	6日 ^{*1}	30日 ^{*2}	30日 ^{*2}	30日 ^{*2}	
上記以外（申告・申請中）	365日	365日	365日	365日	

（*1）日曜・祝日を保存期間に含めない。

（*2）以下のいずれかの場合、保存期間を超過しても削除しない。

①輸入申告等とリンクしている場合、削除しない

②輸入申告等とリンクしていない場合で、複数の他法令手続が承認、合格されている場合は、すべての承認、合格済みの法令手続が削除日を超過するまで、削除しない